

SKIPシティC1街区施設
建設工事に伴う
基本設計及び実施設計等業務委託
プロポーザル

実施要領

川口市

令和4年5月

目 次

1	趣旨・目的	2
2	委託業務に関する事項	2
3	プロポーザルの参加資格	3
4	手続きに関する事項	4
5	審査委員会	6
6	審査方法	6
7	参加表明書及び技術提案書等の作成様式	7
8	技術提案書の内容	7
9	無効となる参加表明書又は技術提案書等	8
10	その他	8
	SKIPシティC1街区施設の計画概要	10
1	建設予定地の概要	10
2	事業予定	11
3	想定施設規模	11
4	施設内容及び計画の基本的な考え方	11
	よくある質問例	13
	プロポーザル参加表明書作成要領	15
	技術提案書作成要領	27

SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う 基本設計及び実施設計等業務委託プロポーザル実施要領

1 趣旨・目的

SKIPシティC1街区施設建設工事（以下、C1街区施設工事とする。）に伴う基本設計・実施設計業務の迅速かつ円滑な実施には、公共施設建設についての豊富な知識・経験、並びに高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。

本実施要領は、このような能力を有し、C1街区施設工事に伴う基本設計・実施設計等の業務を委託するのに最も適した者を公募型プロポーザルにより特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

(1) 業務名称

SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託

「SKIPシティ利活用基本計画」に基づき、より具体的な整備内容を定め、以下のとおり業務を実施する。

- ア SKIPシティC1街区施設に係る基本設計及び実施設計
- イ 外構及び植栽計画
- ウ 各種申請業務
- エ その他

(2) 履行期限

本業務の委託期間は、契約締結の日（令和4年8月中旬を予定）から令和5年12月28日（木）までとする。

(3) 契約上限額

144,077千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

(4) 発注者

川口市長 奥ノ木 信夫

【担当部署】 川口市 経済部 SKIPシティ整備室

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1（川口市役所第一本庁舎5階）

電話：048-258-1152（直通） FAX：048-258-1190

メールアドレス：100.06000@city.kawaguchi.saitama.jp

（ファイルサイズは5MB以内で送信すること）

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、令和4年8月1日（月）時点において以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 単独企業の場合

- ア 対象業務における川口市での競争入札参加資格を有している市内業者であること。
(応募時点で登録がない場合は令和4年8月1日までに資格を有するよう必要な手続きをすること。)
- イ 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準（平成7年6月28日告示第437号）による指名停止期間中でないこと。
- ウ 令和3年4月1日以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- エ 経営不振の状態（会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、川口市が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- オ 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- キ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し3年以上行っていること。
- ク 平成22年4月以降に、元請として又は総括責任者若しくは主任技術者のうち1人以上が、延床面積3,000㎡以上のS造、RC造又はSRC造の建物の設計実績があること。

なお、プロポーザル参加者が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(2) 特定設計業務共同企業体（以下「JV」という。）の場合

ア 構成員数

JVの構成員の数は3者以内とする。

イ 構成員の要件

- (ア) 参加業者の全てが対象業務における川口市での競争入札参加資格を有していること。
(応募時点で登録がない場合は令和4年8月1日までに資格を有するよう必要な手続きをすること。)
- (イ) 構成員は、市内業者を1者以上含んでいること。
- (ウ) 構成員は3（1）イ～キに掲げる条件を全て満たすこと。
- (エ) 構成員のいずれかの者は、3（1）クに掲げる条件を満たすこと。

ウ 出資比率

J Vの構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次の（ア）、（イ）に定めるとおりとする。

（ア）2者の場合 30パーセント以上

（イ）3者の場合 20パーセント以上

エ 代表構成員の選定方法

J Vの代表構成員は、その出資比率が、構成員のうち最大（同比率である場合を含む。）である者とする。

オ 結成方式

（ア）J Vの結成方式は、自主結成方式とする。

（イ）J Vの構成員は、単独での応募又は同一の業務で2以上のJ Vの構成員となることはできない

カ J Vの有効期間

市の契約の相手方となったJ Vの有効期間は、当該業務を完了し引渡し後3月を経過した日までとする。

4 手続きに関する事項

（1）参加表明書及び技術提案書に関する質問書の受付及び回答

ア 受付期間 令和4年5月20日（金）から令和4年5月27日（金）正午まで

イ 受付場所 川口市経済部S K I Pシティ整備室

ウ 提出方法 質問票（様式1）

電子メールでのみ受け付ける。電話での質問には応じない。

（書式は様式1を使用し、メールに添付すること）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX 番号、メールアドレスを併記すること。

メールの件名は「C1街区施設プロポーザル質問（会社名）」とすること

受付アドレス：川口市経済部S K I Pシティ整備室

100.06000@city.kawaguchi.saitama.jp

※電子メール受取後、事務局より送信元へ確認メールを送付する。

当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、事務局に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には回答しない。

エ 回答方法 下記の期間、川口市ホームページにて閲覧に供する。

令和4年6月6日（月）～令和4年7月1日（金）

ホームページ（参加表明書及び技術提案書に関する質問と回答）

(2) 参加表明書の提出

- ア 提出期間 令和4年6月6日(月)から令和4年6月17日(金)正午まで
イ 提出場所 川口市経済部SKIPシティ整備室
ウ 提出書類 参加表明書(様式2から様式5-2まで)

※JVで参加する場合は、上記に加えて、次の書類を添えて申請するものとする。

- ・建設設計業務等共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書(様式6)
- ・建設設計業務等共同企業体協定書(様式7)(写し)

エ 提出部数 各1部

オ 提出方法 持参または郵送による。

(郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること)

(3) 技術提案書等の提出

- ア 提出期間 令和4年6月6日(月)から令和4年7月1日(金)正午まで
イ 提出場所 川口市経済部SKIPシティ整備室
ウ 提出書類 技術提案申請書(様式8)、技術提案書(様式9)、見積書(様式10)
エ 提出部数 18部(正本1部、写し17部)ただし、申請書及び見積書は各1部とする。

また、技術提案書の電子データ(PDF形式)を保存したCDまたはUSBメモリを1部提出すること。

オ 提出方法 持参または郵送による。

(郵送の場合は書留とし、提出期限(必着)を厳守すること)

カ その他 用紙は全てホチキスで2カ所左綴じをし、各ページに通し番号を振ること。

(4) スケジュール

本業務のスケジュール(予定)は次のとおりとする。

令和4年

5月 9日(月)	実施要領の公表(川口市HP掲載)
5月20日(金)	現地見学会
5月20日(金)～5月27日(金)正午	参加表明書及び 技術提案書等に関する質問受付
6月 6日(月)～7月 1日(金)正午	参加表明書及び技術提案書に関する質問 への回答(川口市HP掲載)
6月 6日(月)～6月17日(金)正午	参加表明書の提出
6月 6日(月)～7月 1日(金)正午	技術提案書等の提出
7月11日(月)	プレゼンテーション審査の実施
7月19日(火)以降	審査結果の通知
8月上旬～中旬	契約締結(予定)・審査結果の公表

5 審査委員会

- (1) 本業務に係る基本設計・実施設計等委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、川口市SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に規定する審査委員会（以下「委員会」という。）が審査し選定する。
- (2) 委員会の構成
委員会は、要綱第3条の規定により次の者を委員長、副委員長及び委員として構成する。
委員長 副市長（経済部担当）
副委員長 経済部長
委員 建設部長、SKIPシティ整備室長、産業労働政策課長、経営支援課長、産業振興課長、建築課長、電気設備課長

6 審査方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、提出期限内に参加表明書及び技術提案書等を提出した参加者に対して審査を実施する。

- (1) 審査対象者
令和4年8月1日時点において、「3 プロポーザルの参加資格」の条件を満たしている者を審査対象者とする。
- (2) 審査……参加表明書及び技術提案書等による。
審査は審査対象者として決定された参加者に対して行う。
参加表明書及び技術提案書等に基づき、書類及びプレゼンテーション審査を実施し、C1街区施設工事に最適な基本設計・実施設計等委託候補者及び次席者を選定する。
 - ア 書類審査
参加表明書をもとに行う。
 - イ プレゼンテーション審査
 - (ア) 対象
審査対象者に対して、プレゼンテーション審査実施の詳細について電子メールにより通知する。
 - (イ) 実施日
令和4年7月11日（月）
 - (ウ) 出席者（説明者）
総括責任者及び意匠担当主任技術者を含み4名以内
 - (エ) プレゼンテーション審査の方法
プレゼンテーション審査は提出された技術提案書をもとに行う。
はじめに提案者より20分以内の説明を行い、その後15分程度の質疑応答を実施する。
当日、技術提案書（様式9）を拡大コピーしたパワーポイントの使用は可とするが、模型及び追加資料等の持ち込みは禁止する。ただし、委員会が求めた追補資料についてはこの限りではない。

ウ 審査項目

(ア) 技術提案内容

(イ) 設計担当チームの事業への意欲及び理解度

(ウ) 設計事務所及び設計担当チームの能力、実績

(エ) 業務委託価格

エ 審査結果の通知

(ア) 委員会で決定した基本設計・実施設計等委託候補者及び次席者に対して、事務局が書面により通知する。

(イ) 上記(ア)の基本設計・実施設計等委託候補者及び次席者以外の者に対して、事務局が審査結果について書面により通知する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の通知は令和4年7月19日(火)以降に発送する。

(エ) 上記(イ)の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日(川口市の休日定める条例(平成元年12月26日条例第55号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、書面により、事務局に対して説明を求めることができる。

(オ) 事務局は、上記(エ)に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、書面により回答する。

(カ) 上記(オ)の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に、市長に対して申し立てることができる。

7 参加表明書及び技術提案書等の作成様式

参加表明書及び技術提案書等については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

8 技術提案書の内容

SKIPシティC1街区施設の次のテーマについて提案すること。

「SKIPシティC1街区施設についての提案」

以下の点に留意して、あなたの考えるSKIPシティC1街区施設について記述すること。

ア 複合施設(ビジネスサポートセンター(オフィス)・コンベンションホール・産業資料館)としての利便性及び安全性

(ア) 施設用途を踏まえ、使いやすさを重視した配置提案

(イ) SKIPシティ全街区における連続性

(ウ) 敷地の有効活用に配慮した提案

イ イニシャルコスト及びランニングコスト

(ア) 建設工事費の妥当性

(イ) ランニングコストを考慮した提案

(ウ) 保守、管理の容易性

(エ) 劣化の低減に配慮した提案

ウ 発想力及びデザイン性

(ア) 事業の目的との整合性

(イ) 周辺地域、景観を配慮した建物計画及び外構計画

(ウ) 実現性、的確性のある提案

(エ) その他、独自提案（映像関連機能や、施設完成後の地域経済への波及等、本業務について有益と思われる内容について積極的な提案）

※提案にあたっては、「SKIPシティC1街区施設建設基本計画」及び「SKIPシティC1街区施設整備方針」の内容を踏まえたものとする。

9 無効となる参加表明書又は技術提案書等

参加表明書又は技術提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

(1) 提出期間、提出方法、提出先及び記載等が本要領に適合しなかったとき。

(2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しなかったとき。

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

(4) 記載すべき事項以外の内容が記載されていたとき。

(5) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。

(7) 提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる会社名等の内容（社章、ロゴマーク含む）を記載していたとき。

(8) その他不正な行為があったと市が認めたとき。

10 その他

(1) 現地見学会の実施

日時：令和4年5月20日（金）午後1時半から午後3時半まで

受付：SKIPシティC街区

※希望者は5月17日（火）午後5時までに事務局あて電話で申し込むこと。

※参加者は1者（JVの場合は1応募者）あたり3名までとする。

※見学会は希望者合同で行う。SKIPシティC街区に集合し、現場見学。所要時間は2時間程度。

※当日の詳細については5月18日（水）午後5時までに、見学会希望者にメールで通知する。

※当日は質疑を行わず、現地見学会に係る質問は後日、事務局あてにメールで提出すること。

また、質問に対する回答は全者に対して行う。

(2) 本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

- (3) 参加表明書及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション審査への参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- (5) 基本設計・実施設計等委託候補者決定後、技術提案書の提出者として選定された者は公表することがある。
- (6) 提出書類の知的所有権は、提出した者に帰属するが、川口市は選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
なお、提出された書類は川口市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 川口市は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (8) 提出された質問票、参加表明書及び技術提案書等は返却しない。
- (9) 技術提案書等の作成のために川口市より受領した資料は、川口市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (10) 電子メール等の通信事故については、川口市はいかなる責任も負わない。
- (11) この要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が別に定める。

SKIPシティC1街区施設の計画概要

1 建設予定地の概要

- (1) 所在地 川口市上青木4丁目13番2の一部
- (2) 敷地面積 約11,000㎡
- (3) 用途地域 第二種住居地域(建ぺい率60%、容積率200%)
- (4) 日影規制(高さ10mを越える建築物を対象とする)
第二種住居地域:測定面 平均地盤面からの高さから4m
日影規制値 5mライン規制値 4時間以上
10mライン規制値2.5時間以上

(5) 前面道路

- 南側:市道 幹線第33号線 (幅員21.5m)
- 西側:市道 青木第310号線 (幅員4.0m)
- 市道 青木第309号線 (幅員6.0m)
- 北側:市道 青木第302号線 (幅員8.0m)

(6) 建設予定地の現況

<隣地状況>

- ・南側:道路(幹線第33号線)を挟んでNHK川口施設(仮称)の建設予定地となっている。(B街区)
- ・西側:道路(青木第310号線)を挟んでパラボラアンテナ等衛星機器が配置されている。(D街区)
- ・東側:商業施設(物販・飲食)建設予定地となっている。(C街区敷地東側部分(C2街区))
- ・北側:道路(青木第309号線、青木第302号線)を挟んで住宅のエリアと、隣地境界線を介して住宅と接しているエリアがある。

<接道状況>南側は幅員約21.5m、

西側は幅員約4.0m、6.0m

北側は幅員約8.0mの道路である。

<土地形状>敷地南側部分は、南北に約106m、東西に約77mの長方形の土地。

敷地北側部分は、南北に約141m、東西に約9m~約33mの台形状の細長い土地となっている。

※詳細は「SKIPシティC1街区施設整備方針 11建設予定地」を参照

<交通状況>直線距離でJR川口駅より約3500m、埼玉高速鉄道鳩ヶ谷駅より約1500mの位置にある。



図：建設予定地周辺の概況

2 事業予定

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 設計 | 令和4年8月中旬～令和5年12月28日(木) |
| (2) 建設工事 | 令和6年7月～令和7年12月末(予定) |
| (3) 一部供用開始 | 令和8年2月(予定) |

3 想定施設規模

- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 施設規模 | 延床面積7,000㎡以内 |
| (2) 構造 | 指定なし(ただし防火性能を考慮した仕様とすること) |

4 施設内容及び計画の基本的な考え方

詳細は以下の資料による。

- ・「SKIPシティ利活用基本計画」
- ・「SKIPシティC1街区施設建設基本計画」
- ・「SKIPシティC1街区施設整備方針」

様式1 (質問様式)

C1 街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託プロポーザル質問票	
会社名	連絡担当部署名
連絡担当者氏名	電話番号
F A X	メールアドレス
質 問	

C 1 街区施設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託プロポーザル
<よくある質問例>

1 参加資格と業務実績について

質 問 事 項	回 答
① 参加表明書作成要領2(7)の総括責任者及び主任技術者の業務実績について、「基本計画策定業務」は業務実績に含まれますか。	① 基本計画策定業務はその密度に差があり、設計業務の実績として判断することは困難なため、ここでは含めません。
② 設計が終了し、工事中のものについても、実績として記入してよいでしょうか。その場合、完成年月は完成予定年月を記載するのでしょうか。	② そのとおりです。
③ 参加表明書様式4～様式5-2の業務実績は、新築に限定されるのでしょうか。躯体のみを残すような大規模改修は該当するのでしょうか。	③④ 記入いただきたいのは、参加資格要件に該当する実績です。その他、官公庁における庁舎又は、同種・類似の設計業務として、コンベンションホール、博物館の実績となります。
④ 様式4に記入する「事務所の設計業務実績」は平成22年4月以降のものに限定されるのでしょうか。平成22年4月以前の実績についての記入は可能でしょうか。	まず、上記に該当する実績を記入し、それ以外については、平成22年4月以前の実績や、大規模改修・増築など、設計事務所の特徴的なものを記入しても構いません。
⑤官公庁における庁舎の実績について、構造等の制限はありますか。例えば、木造などでもよいのでしょうか。	⑤ 実績について制限はありません。
⑥ 担当技術者の実績について、他社での実績を記載してもよいでしょうか。	⑥ 記載して構いません。
⑦ 様式5-2について、構造・設備を協力事務所をお願いする場合、設計事務所としては、総括・意匠担当で同じ物件を記載できるが、協力事務所をお願いする構造・設備については、それとは別の物件を記載することになり、4件を超えてしまいますが、よいでしょうか。	⑦ 記載して構いません。
⑧様式3について、JVでの参加の場合、人数はJV構成員すべての人数を足した人数を記載してよいでしょうか。	⑧そのとおりです。

2 審査について

質問事項	回答
① 委員会の人数・構成を教えてください。	① 委員は9名、市職員を予定しています。
② 審査対象者の会社数及び会社名は公表されますか。	② 会社数は公表します。なお、会社名は公表しません。

3 技術提案書について

質問事項	回答
① 「図、表、簡単なイラスト等」は使用してもよいのでしょうか。	① 「図、表、簡単なイラスト等」の使用については自由です。
② 図面を補足する写真は、使用してもよいのでしょうか。	② イメージ写真の使用は可能です。
③ 設置場所の地盤概要がわかる資料を提示してください。	③ 地質調査については今年度実施予定であり、現時点では、詳しい資料はございません。
④ 設置場所の地歴（今までどのような建物が建っていたか）がわかる資料を提示してください。	④ 令和2年度に自主的に地歴調査をした結果、特定有害物質の使用履歴はありません。 ただし、NHKラジオ放送所時代の鉄塔基礎が残っており、また、地中にアース線（直径2.9mmの銅線）が残っているとの記録があります（詳細については応募事業者向け個別に提供いたします）。
⑤ 災害時における避難場所として、重要度係数等の耐震性能に関する取り決めや収容人員の想定があれば提示してください。	⑤ 本施設は避難所ではないため、重要度係数等、耐震性能に関する取り決めや収容人員の想定はありません。
⑥ 様式10「設計業務受託見積り金額」について、記入額が契約金額になると考えて良いのでしょうか。	⑥ そのとおりです。

SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託 プロポーザル参加表明書作成要領

1 参加表明書について

本参加表明書は、「SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等」の業務委託にあたり、最適な基本設計・実施設計等委託候補者及び次席者を選定するためのものである。

2 参加表明書の内容

- (1) 参加表明書は、別添の様式2に基づき作成する。
- (2) 用紙の大きさはA4判タテ（片面印刷）とする。
- (3) 参加表明書（様式2）のメールアドレス欄には、担当者のもを記入すること。
- (4) 各様式に記載する業務実績等は以下の業務とする。
 - ア 参加資格要件に該当する実績
 - イ 官公庁における庁舎の設計業務実績
 - ウ 同種・類似の設計業務とは、コンベンションホール、博物館とする。
- (5) 様式3-1、3-2（事務所の概要）に記載する内容は、下記のとおりとする。
 - ア 技術職員の資格・担当別人数
 - イ 総括責任者及び主任技術者（意匠）の現在従事している業務の状況
- (6) 様式4（事務所の設計業務実績）に記載する内容は、下記のとおりとする。
 - ア 記入にあっては、延床面積の大きいものから順に記入すること。
 - イ 業務名は、受注した設計業務名を記入すること。
 - ウ 5件以内で実績を記入すること。
 - エ 平成27年度以降に、国、地方公共団体の受託業務において指名停止処分を受けたことのある場合は記入すること。
- (7) 様式5-1、5-2（設計担当チームの能力）に記載する内容は、下記のとおりとする。
 - ア 業務実績の件数は、それぞれ4件以内とする。
 - イ 業務実績の記入優先順位は、（イ）参加資格要件に該当する実績（ロ）官公庁における庁舎の設計（ハ）同種・類似の設計の順として記入すること。
 - ウ 総括責任者は、本業務を受託する設計事務所の所員とすること。
 - エ 主任技術者は、実際に本業務を担当する意匠、構造、電気設備、機械設備の担当種別4名を必ず記入すること。
 - オ 「役職等」には、総括、主任、担当など、業務実績における役割がわかる表現で記入すること。
 - カ 「主な業務内容」には、業務実績に記載された業務中において、それぞれの立場で経験した専門知識及び応用能力を発揮した事項についての業務内容を記入すること。

(8) 参加表明書の無効

提出書類について、本要領書及び別添の所定様式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。なお、無効となったときは、その時点で失格とする。

3 参加表明書の提出

(1) 参加表明書の提出は以下による。

ア 提出様式：A4判（タテ）とし本要領書に定められた様式とする。

イ 提出書類：参加表明書（様式2から様式5-2まで）

※JVで参加する場合は、上記に加えて、次の書類を添えて申請するものとする。

- ・建設設計業務等共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書（様式6）
- ・建設設計業務等共同企業体協定書（様式7）（写し）

ウ 提出部数：各1部

※なお、所定様式以外に、背表紙ならびにファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。

エ 提出期間：令和4年6月6日（月）から令和4年6月17日（金）正午まで

オ 提出場所：川口市経済部SKIPシティ整備室

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所第一本庁舎 5階

電話：048-258-1152

カ 提出方法：上記提出場所への持参または郵送による。

（郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること）

(2) その他

ア 参加表明書（様式2から様式5-2まで）、様式6及び様式7以外の書類、図面等については受理しない。

イ 提出された参加表明書は返却しない。

ウ 参加表明書は日本語で記述すること。

エ 内容の記載については、別紙「よくある質問例」を参照のこと。

様式2

参加表明書

(業務名) SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託

上記業務に係る本プロポーザルに関して、関係資料を添えて参加表明します。

令和4年 月 日

(あて先) 川口市長
奥ノ木 信夫

(提出者)

会 社 名	
代表者役職名・氏名	代表者印
所 在 地	
連絡担当部署名	
連絡先担当者氏名	
電 話 番 号	
F A X	
メールアドレス	

下記は記入しない。

受付日	整理番号

様式3-1 事務所の概要（1枚目）

令和4年 月 日現在

事務所名					担当者氏名	
					電話番号	
事務所の技術者数・有資格者数・協力事務所の有無						
分野	資格・担当	人数	計	備考		
建築 (意匠)	一級建築士	()人	()人	・複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野に記入すること。 ・複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として記入すること。 ・協力事務所を必要とする分野については、協力事務所の職員数を()内に内数にて記入すること。		
	構造設計一級建築士	()人				
	設備設計一級建築士	()人				
	二級建築士	()人				
	その他()	()人				
建築 (構造)	一級建築士	()人	()人			
	構造設計一級建築士	()人				
	設備設計一級建築士	()人				
	二級建築士	()人				
	その他()	()人				
建築 (積算)	一級建築士	()人	()人			
	構造設計一級建築士	()人				
	設備設計一級建築士	()人				
	二級建築士	()人				
	建築積算士	()人				
	その他()	()人				
電気設備	設備設計一級建築士	()人	()人			
	技術士・建築設備士	()人				
	一級電気工事施工管理技士・ 電気主任技術者	()人				
	二級電気工事施工管理技士・ 建築設備検査資格者	()人				
	消防設備士・その他()	()人				
機械設備	設備設計一級建築士	()人	()人			
	技術士・建築設備士	()人				
	一級管工事施工管理技士	()人				
	二級管工事施工管理技士・ 建築設備検査資格者	()人				
	消防設備士・その他()	()人				

整理番号

様式3-2 事務所の概要（2枚目）

分野	資格・担当	人数	計	備考
その他	土木（ ）	（ ）人	（ ）人	
	造園（ ）	（ ）人	（ ）人	
	その他（ ）	（ ）人	（ ）人	
		合 計	（ ）人	

総括責任者及び主任技術者（意匠）の現在従事している業務の状況

区 分	現在従事している計画又は設計業務名	終了予定時期
総括責任者		
主任技術者（意匠）		

様式4 事務所の設計業務実績

主要業務実績、同種・類似業務実績 (平成22年4月以降の主要業務実績及び過去の同種・類似業務実績)						
業務名及び 業務種別 (基本設計 or 実施設計)	発注者	受注形態	施 設 の 概 要			設計業務 完了年月
			・用途 ・所在地	・構造 ・規模 ・延床面積	完成年月	
					年月	年月
				m ²	年月	年月
				m ²	年月	年月
				m ²	年月	年月
				m ²	年月	年月
				m ²	年月	年月

備考

- 受注形態の欄には、単独、JV 又は協力(協力事務所として参画)の別を記入すること。
- 構造・規模は、構造種別－地上階数／地下階数を記述すること。(例：RC造－4／1)

[平成27年度以降に国、地方公共団体の受託事業で指名停止処分を受けた事案]

処分を受けた 機関名、自治体名	施 設 名	指名停止期間	理 由 (事案概要)

様式5-1 設計担当チームの能力（1枚目）

設計担当チームにおける総括責任者・主任技術者の業務実績					
分担 氏名・年齢 資格	業務実績				主な業務内容
	施設名称 (用途) (所在地)	構造 規模 延床面積	従事 期間	役職等	
総括責任者 氏名： 年齢： 才 経験年数： 年 保有資格： 一級建築士 第 号 その他資格 () 第 号		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
意匠 担当 主任技術者 氏名： 年齢： 才 経験年数： 年 一級建築士 第 号 その他資格 () 第 号 ※所属 ()		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		

備考 主任技術者が協力事務所に所属する者の場合は、「※所属」欄に所属会社名を記入すること。

様式5-2 設計担当チームの能力（2枚目）

設計担当チームにおける総括責任者・主任技術者の業務実績					
分担 氏名・年齢 資格	業務実績				主な業務 内容
	施設名称 (用途) (所在地)	構造 規模 延床面積	従事 期間	役職等	
構造 担当 主任技術者 氏名： 年齢： 才 経験年数： 年 一級建築士 第 号 その他資格 (第 号) ※所属 ()		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
電気 担当 主任技術者 氏名： 年齢： 才 経験年数： 年 一級建築士 第 号 その他資格 (第 号) ※所属 ()		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
機械 担当 主任技術者 氏名： 年齢： 才 経験年数： 年 一級建築士 第 号 その他資格 (第 号) ※所属 ()		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		
		m ²	～		

備考 主任技術者が協力事務所に所属する者の場合は、「※所属」欄に所属会社名を記入すること。

様式 6

建設設計業務等共同企業体プロポーザル参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先) 川口市長

共同企業体の名称

代表構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	(※)
その他の構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	(※)
その他の構成員	住 所 商号又は名称 代表者氏名	(※)

(※) 自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

この度、連帯責任によって業務の共同履行を行うため、_____を代表構成員とするSKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務共同企業体を結成し、川口市発注の業務のプロポーザルに参加したいので、別添書類を添えて申請いたします。また、このプロポーザル参加資格審査申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

なお、登録事項等については、次のとおりです。

記

商号又は名称	一級建築士事務所登録番号	一級建築士事務所登録（更新） 年月日

今回プロポーザル参加を希望する業務の名称等

業務名	SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務
-----	-----------------------------------

様式 7

建設設計業務等共同企業体協定書

(目的)

第1条 本共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 川口市発注のSKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務
(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。)の委託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 本共同企業体は、SKIPシティC1街区施設建設設計業務等共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期)

第4条 共同企業体は、____年 ____月 ____日に成立し、当該業務を完了し引渡し後3カ月を経過する日まで解散することができないものとする。

- 2 当該業務を受託することができなかつたときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地、商号又は名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次に掲げるとおりとする。

(代表構成員の名称)

第6条 共同企業体は、_____を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 共同企業体の代表構成員は、業務の履行に関し、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次に掲げるとおりとする。ただし、業務について、発注者との間で契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金の管理方法、下請企業の決定その他共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表構成員名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、構成員全員の同意及び発注者の承諾がなければ共同企業体が業務を完了し引渡す日まで共同企業体を脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において脱退した者がある場合には、残存構成員が共同連帯して業務を履行するものとする。

3 構成員のうち脱退した者がある場合には、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合であっても、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 共同企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じさせた場合には、他の構成員全員の同意及び発注者の承諾により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定に基づき構成員を除名する場合には、除名する構成員に対してその旨を通知しなけれ

ばならない。

3 第1項の規定に基づき構成員が除名された場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合は、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第19条 共同企業体の代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責務を果たせなくなった場合は、他の構成員全員の同意及び発注者の承諾により、残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 共同企業体が解散した後においても、業務成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員が共同連帯してその責任を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議の上定めるものとする。

_____外____者は、上記のとおりSKIPシティC1街区施設建設設計業務等共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書____通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

㊞

㊞

㊞

SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託 技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、「SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等」の業務委託にあたり、最適な基本設計・実施設計等委託候補者及び次席者を選定するためのものである。

2 技術提案書の内容

(1) SKIPシティC1街区施設の次のテーマについて提案すること。

「SKIPシティC1街区施設についての提案」

以下の点に留意して、あなたの考えるSKIPシティC1街区施設について記述すること。

ア 複合施設（ビジネスサポートセンター（オフィス）・コンベンションホール・産業資料館）としての利便性及び安全性

(ア) 施設用途を踏まえ、使いやすさを重視した配置提案

(イ) SKIPシティ全街区における連続性

(ウ) 敷地の有効活用に配慮した提案

イ イニシャルコスト及びランニングコスト

(ア) 建設工事費の妥当性

(イ) ランニングコストを考慮した提案

(ウ) 保守、管理の容易性

(エ) 劣化の低減に配慮した提案

ウ 発想力及びデザイン性

(ア) 事業の目的との整合性

(イ) 周辺地域、景観を配慮した建物計画及び外構計画

(ウ) 実現性、的確性のある提案

(エ) その他、独自提案（映像関連機能や、施設完成後の地域経済への波及等、本業務について有益と思われる内容について積極的な提案）

(2) A3判の用紙に2枚以内（片面印刷）で作成する。

(3) 作成にあたっては次の点に注意すること。

ア 提案は、提案テーマに言及して基本的考え方を文章及び図、表、簡単なイラスト等を使用して、簡潔に記述すること。

イ 設計の内容が具体的に表現されていないこと。

ウ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）は使用しないこと。

エ 建設工事費（概算）を明記すること。なお、『SKIPシティC1街区施設整備方針』の「4 建設条件」に示す工事費を上回る場合には無効とし、失格とする。

(4) 設計担当チームが作成・記入すること。

(5) 提出書類について、本要領及び別添の所定書式に示された条件に適合しない場合は、無効又は

減点の対象とすることがある。

- (6) 提案にあたっては、『SKIPシティC1街区施設建設基本計画』及び『SKIPシティC1街区施設整備方針』の内容を踏まえたものとする。

3 技術提案書等の提出

- (1) 技術提案書等の提出は以下による。

ア 提出様式：本要領書に定められた様式とする。

イ 提出書類：技術提案申請書（様式8）、技術提案書（様式9）、見積書（様式10）

ウ 提出部数：18部（正本1部、写し17部）。ただし、様式8及び様式10は各1部とする。
また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDまたはUSBメモリを1部提出すること。

（内訳）

- ・ 1部・・・様式9の表紙に提出者住所・会社名等の記載をし、押印したもの（正本）。
- ・ 3部・・・様式9の表紙に提出者住所・会社名等の記載をしたもの（押印なし）。
- ・ 14部・・・提出者住所・会社名等を一切記載しないもの。

【注意事項】

※上記内訳に指示されたもの以外、技術提案書内に提出者が分かるような住所や会社名等を記載しないこと。

※左2カ所のホチキス綴じとすること。なお、A3版の書類はZ折りとすること。

※所定様式以外に、背表紙ならびにファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。

※写真データを使用する場合はカラー刷とすること。

- (2) 提出場所：川口市経済部SKIPシティ整備室

〒332-8601 埼玉県川口市青木2-1-1

川口市役所第一本庁舎5階

電話：048-258-1152

- (3) 提出期間：令和4年6月6日（月）から令和4年7月1日（金）正午まで

- (4) 提出方法：上記提出場所へ持参または郵送による。

（郵送の場合は書留とし、提出期限（必着）を厳守すること）

4 技術提案書に関するプレゼンテーション審査

以下のとおりプレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 実施日時：令和4年7月11日（月）

- (2) 出席者：総括責任者、主任技術者（意匠担当）を含め4名以内

なお、場所や時刻等の詳細については対象者宛に別途通知する。

5 その他

- (1) 技術提案申請書、技術提案書及び見積書以外の書類、図面等については受理しない。
- (2) 提出された技術提案書等は返却しない。
- (3) 日本語を主体として技術提案書を記述すること。
- (4) 内容の記載については、別紙「よくある質問例」を参照のこと。

技術提案申請書

(業務名) SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託

上記業務についての技術提案書を提出いたします。

令和4年 月 日

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

(提出者)

住所

電話番号

会社名

代表者 役職名

氏名

印

連絡先担当者氏名

TEL

FAX

メールアドレス

下記は記入しない。

受付日	整理番号

整理番号

様式9 技術提案書（原稿）

「SKIPシティC1街区施設についての提案」ア～ウについて簡潔・明瞭に表現してください。

※A3横で2枚以内（表紙は枚数に含まない。）とし、整理番号記入欄を設けること。

整理番号

様式10

令和4年 月 日

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

(提出者) 所在地
会社名
代表者 役職名
氏名 印

連絡先担当者氏名
TEL

設計業務受託見積り金額について

(業務名) SKIPシティC1街区施設建設工事に伴う基本設計及び実施設計等業務委託

標記業務に係る見積り金額について、下記のとおり提出いたします。

¥			百万円			千円			円
---	--	--	-----	--	--	----	--	--	---

(ただし、消費税及び地方消費税額を含まない)